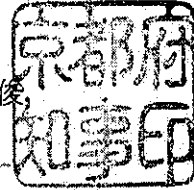


3 総務第 28 号  
令和 3 年 3 月 18 日

公益財団法人鷹山保存会  
代表理事 山田 純司 様

京都府知事 西脇 隆俊



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 1 項に規定する要件を  
満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

令和 3 年 3 月 18 日 から 令和 8 年 3 月 17 日 まで